3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本ペイント工業用コーティング株式会社　南原　昭人　東京都品川区大井１―49―15　国土交通大臣許可（般・特―17）第18886号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可並びにとび・土工工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東邦ロード株式会社　岩見　眞人　神奈川県横浜市都築区池辺町3505　国土交通大臣許可（般―18）第11871号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東芝トランスポートエンジニアリング株式会社　末吉　　攻　東京都府中市東芝町１　国土交通大臣許可（特―18）第18525号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　サンウェーブ工業株式会社　織田昌之助　東京都千代田区猿楽町２－６－10　国土交通大臣許可（般―17）第5589号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　荏原冷熱システム株式会社　関根　成巳　東京都大田区大森北３―２―16　国土交通大臣許可（特―20）第20165号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　富士設備工業株式会社　神部　勇一　神奈川県南足柄市狩野576―１　国土交通大臣許可（特―18）第19521号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 23 年２月４日
関東地方整備局長　下保　　修
1　処分をした年月日　平成23年１月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立システムアンドサービス　林　　雅博　東京都港区港南２―18―１　国土交通大臣許可（般―18）第19072号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年９月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第３号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目54番６号　たちばなコーポ105号、住民票上の住所静岡県浜松市中区蜆塚１丁目10番２号
債務者　大島工務店こと　大嶋　靖二
1　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊田　俊博
4　破産債権の届出期間　平成23年２月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５６７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩830番地の31　グランシャリオ201号
債務者　佐藤　義弘
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　重光　　純
4　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係